

報道機関 各位

資料提供 平成29年7月28日
総務部 総合防災課
危機管理・防災支援班
担当者 上席主幹 渡部 博樹
TEL 018-860-4563
美の国あきたネット掲載 有 無

平成29年7月22日からの大雨の被害 にかかる災害救助法の適用について

1 災害の概要

平成29年7月22日からの大雨により住家に多数の被害が生じたため、次のとおり災害救助法の適用を決定しました。

災害救助法 適用市町村	法適用日	住家被害（世帯）				備考
		全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	
大仙市	7月22日	0	0	305	399	災害救助法施行令第 1条第1項第1号適 用

（上記は平成29年7月27日19時00分現在の数値であり、今後の調査によって変動することがあります。）

【参考】

大仙市の人口は、82,783人（平成27年国勢調査による）であり、人口50,000人以上100,000人未満であることから滅失80世帯以上で第1号に該当する。

（滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等